

議 案 第 4 2 号

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

クリーンセンター焼却施設の稼働停止に伴い、同センターの温水プールを閉鎖するため。

松戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

松戸市スポーツ施設条例（昭和55年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「回数券及び」を削り、同条第1項中「次の各号に掲げる施設」を「松戸市和名ヶ谷スポーツセンターの温水プール、浴室及びトレーニング室」に、「及び駐車場」を「並びに駐車場」に改め、「回数券の提出又は」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「回数券及び」を削る。

別表第1第1項の表松戸市クリーンセンターの項温水プールの目を削る。

別表第2第1項の表専用使用料の項松戸市クリーンセンターの目温水プールの節を削り、同表普通使用料の項松戸市クリーンセンターの目温水プールの節を削る。

別表第3回数券の項を削り、同表備考中「回数券及び」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。